

県民の皆様へ 感染対策の徹底をお願いします！

—自分自身と大切な人の命を守るために—

基本的な感染対策を徹底しましょう！



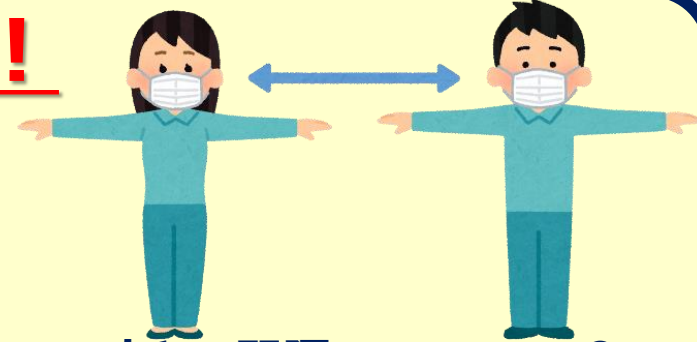
外出・会話時はマスクを正しく着用（不織布マスク推奨）



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなどこまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）取りましょう

テレワーク・Web会議を活用してください！



体調が悪い人がいたら、すぐに受診できる職場環境づくりを！



飲食は **少人数、短時間、いつも一緒にいる人**とお願いします。

外食は、感染対策が徹底された飲食店で！



医療機関に早めの相談・受診をお願いします！ **まずは電話でご相談ください。** かかりつけ医がない場合は ➡ **受診・相談センター（24時間対応）0120-567-747**

第98回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和3年10月21日(木) 17:00 ~
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

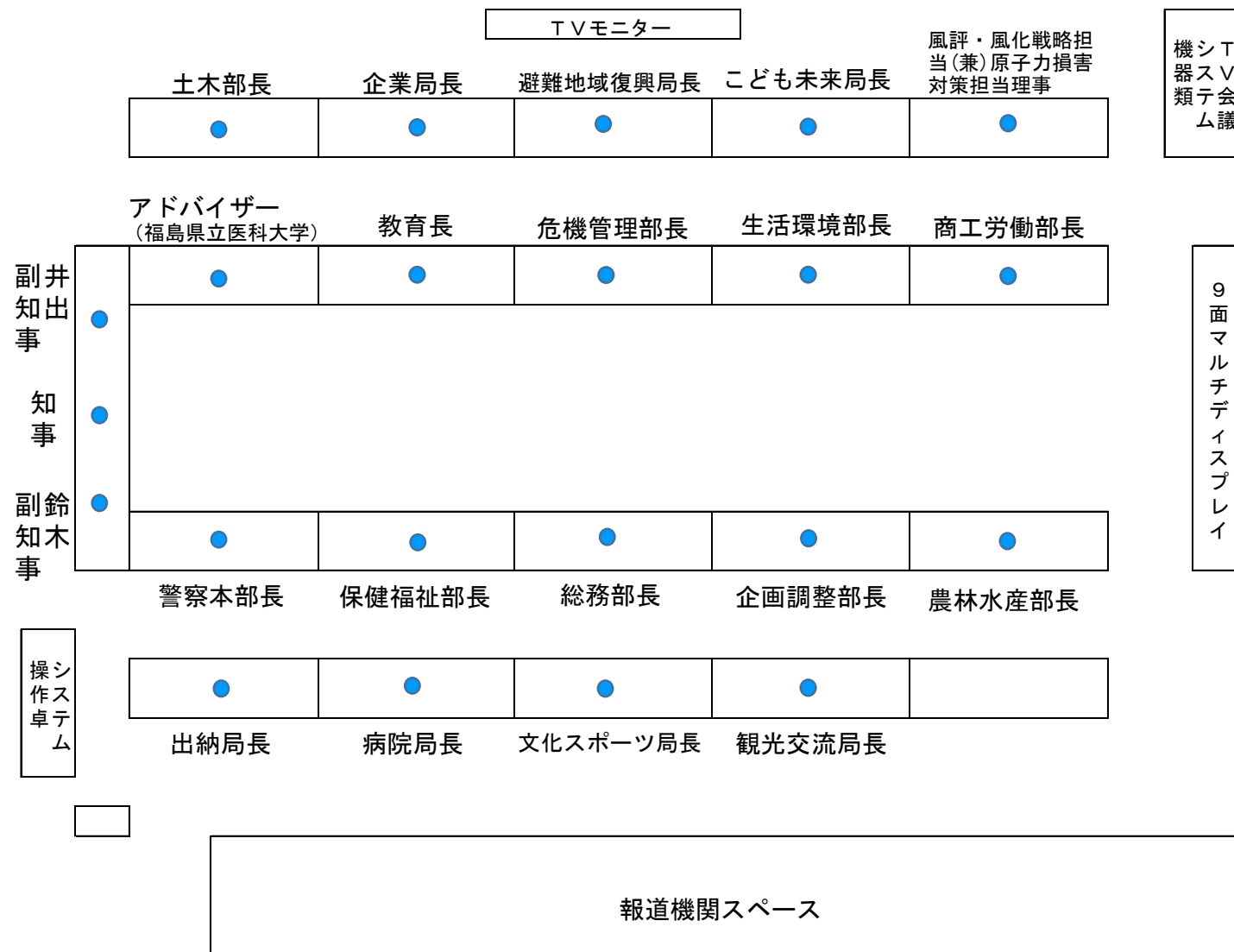
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) その他

2 資 料

- 【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料4】感染拡大防止のための基本対策
- 【資料5】新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第98回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	戸 田 光 昭	
5	危 機 管 理 部	部 長	大 島 幸 一	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	守 岡 文 浩	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	小 笠 原 敦 子	
9	生 活 環 境 部	部 長	渡 辺 仁	
10	保 健 福 祉 部	部 長	伊 藤 剛	
11	こ ども 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	安 齋 浩 記	
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	猪 股 慶 藏	
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	佐 々 木 秀 三	
19	病 院 局	局 長	安 達 和 久	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	鈴 木 淳 一	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学 教 授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス 感染症対策本部	事 務 局 長 次 長	三 浦 爾	
2	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括担当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括班長	有 我 兼 一	
4	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総括班長 (兼)医療 対策班長	金 成 由 美 子	
5	新型コロナウイルス 感染症対策本部	医療対策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和3年10月20日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	9,479人
（うち死亡者数	175人）

(性別)

男性	5,259人
女性	4,220人

(年代別)

10歳未満	612人
10代	911人
20代	1,811人
30代	1,362人
40代	1,474人
50代	1,310人
60代	905人
70代	546人
80代	390人
90歳以上	150人
その他	8人

○療養者の状況

入院者数	11人
（うち重症者数	2人）

宿泊療養施設入所者数	0人
------------	----

自宅療養者数	1人
--------	----

療養先調整中の人数	0人
-----------	----

○退院・退所者等数（死亡者含む）	9,467人
------------------	--------

【病床等の状況】

確保病床数	637床
（うち重症者用病床数	49床）

病床使用率	1.7%
-------	------

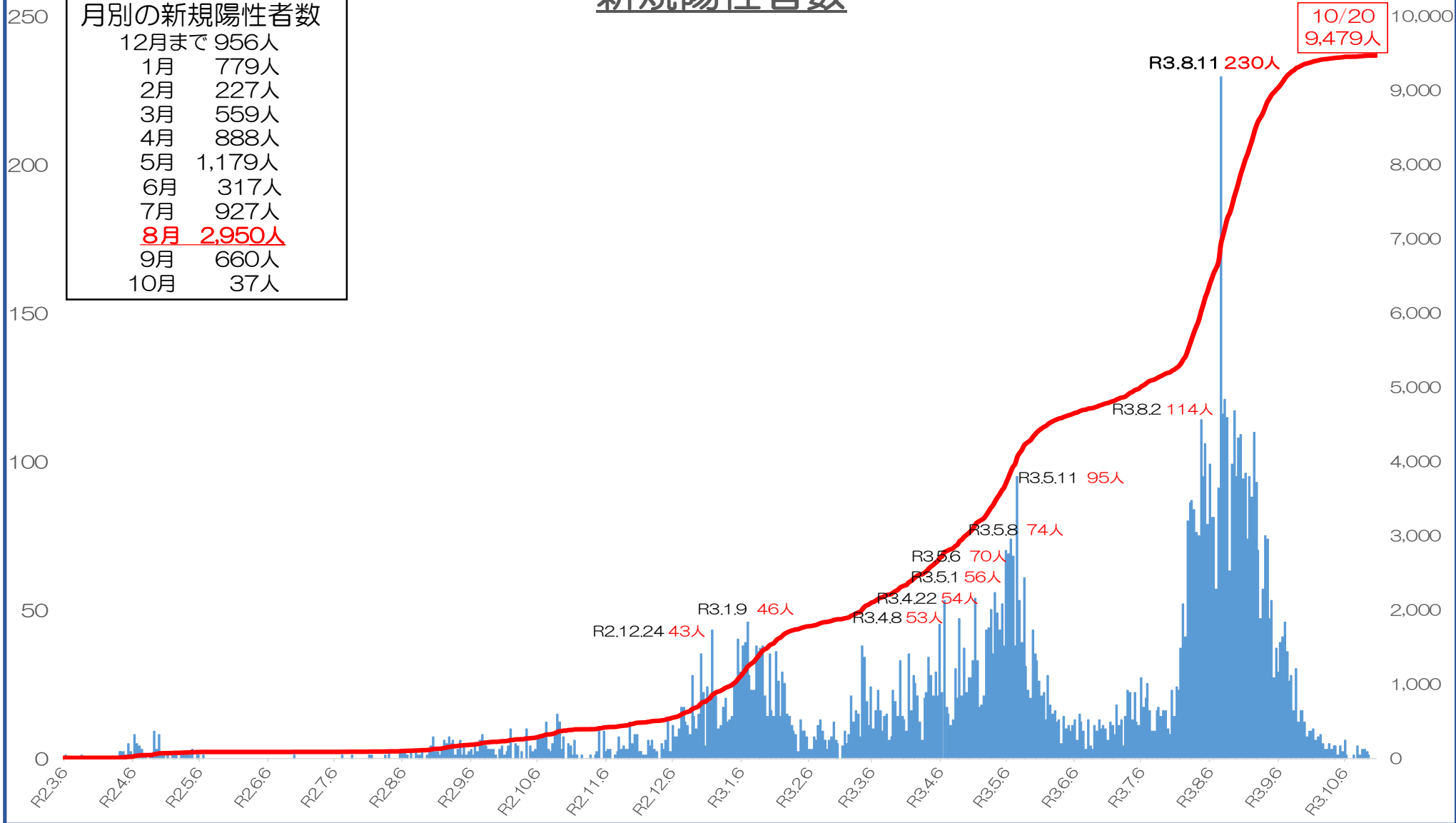
（うち重症者用病床使用率	4.1%）
--------------	-------

宿泊療養確保室数	503室
----------	------

新規陽性者人数

新規陽性者数

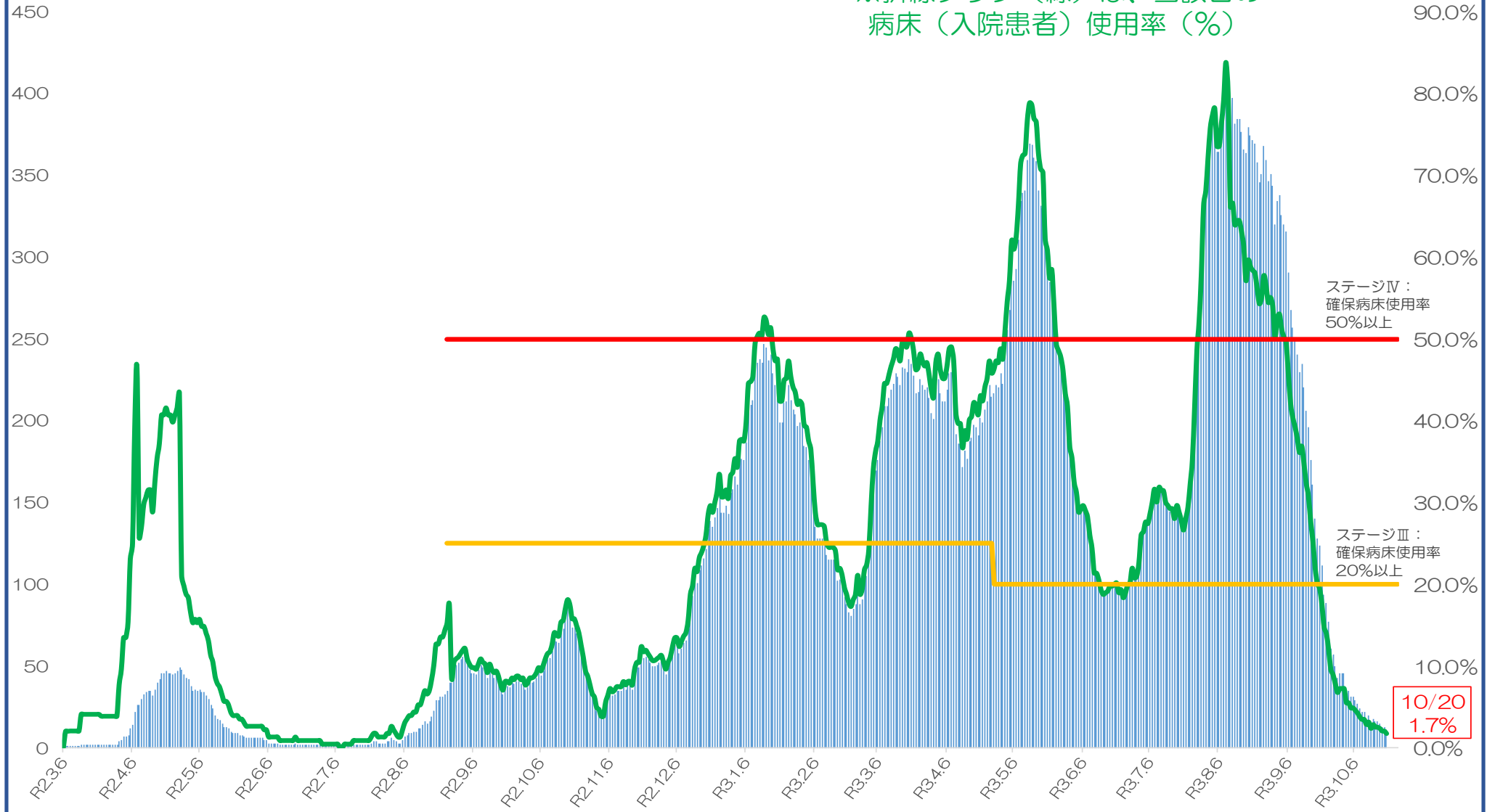
12月まで	956人
1月	779人
2月	227人
3月	559人
4月	888人
5月	1,179人
6月	317人
7月	927人
8月	2,950人
9月	660人
10月	37人



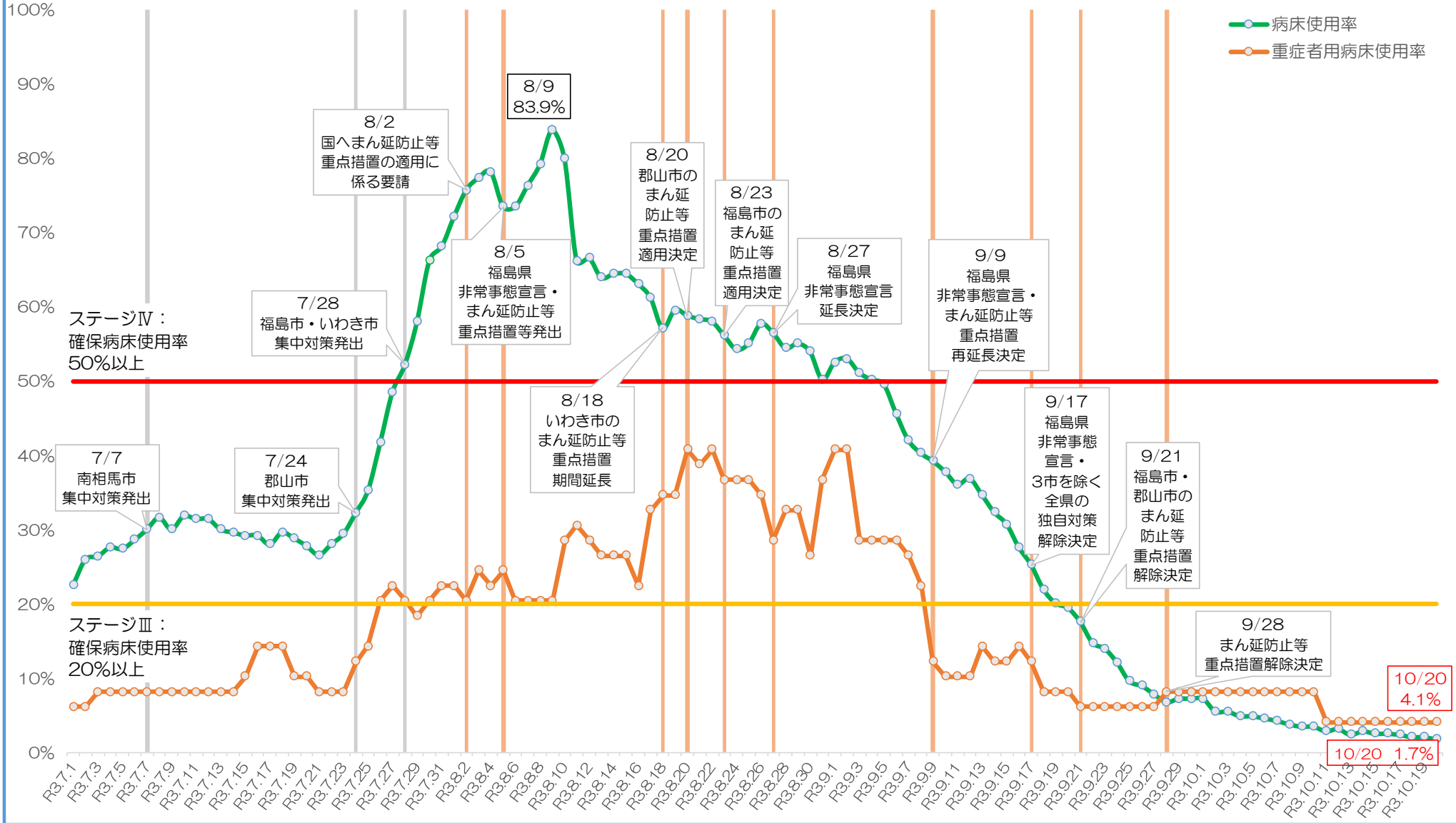
入院患者
実人数

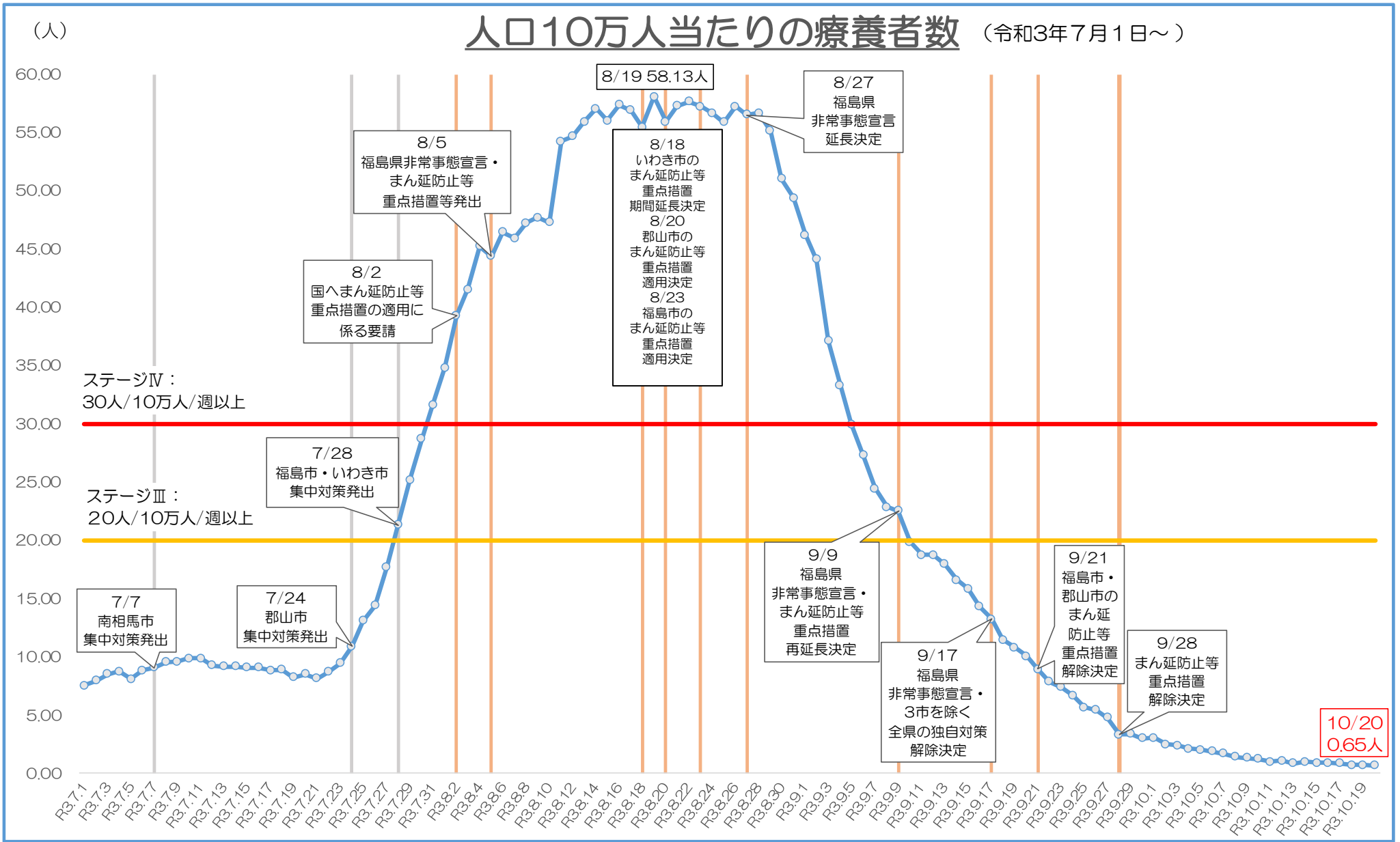
入院患者数

※折線グラフ（緑）は、当該日の
病床（入院患者）使用率（%）

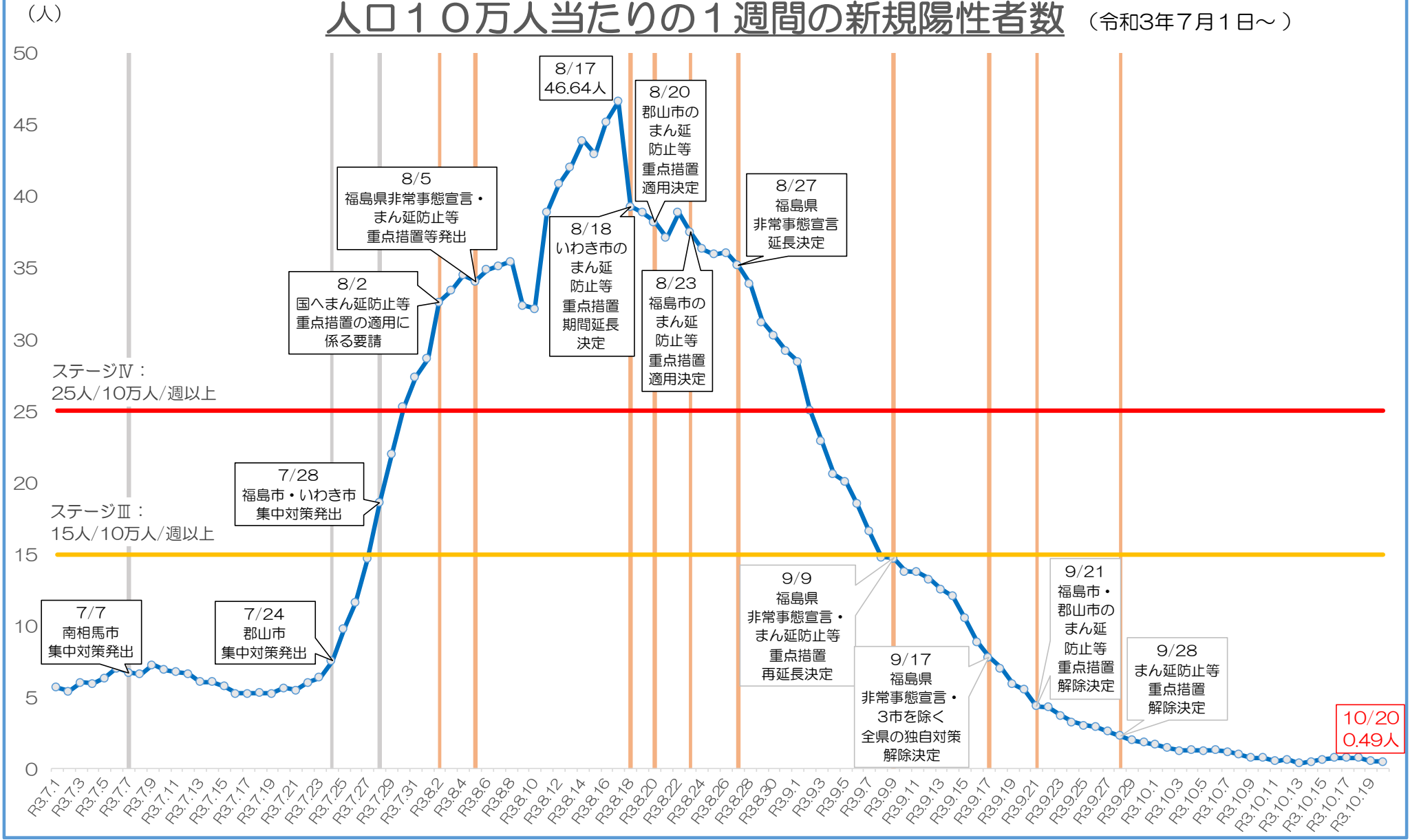


病床使用率及び重症者用病床使用率 (令和3年7月1日～)



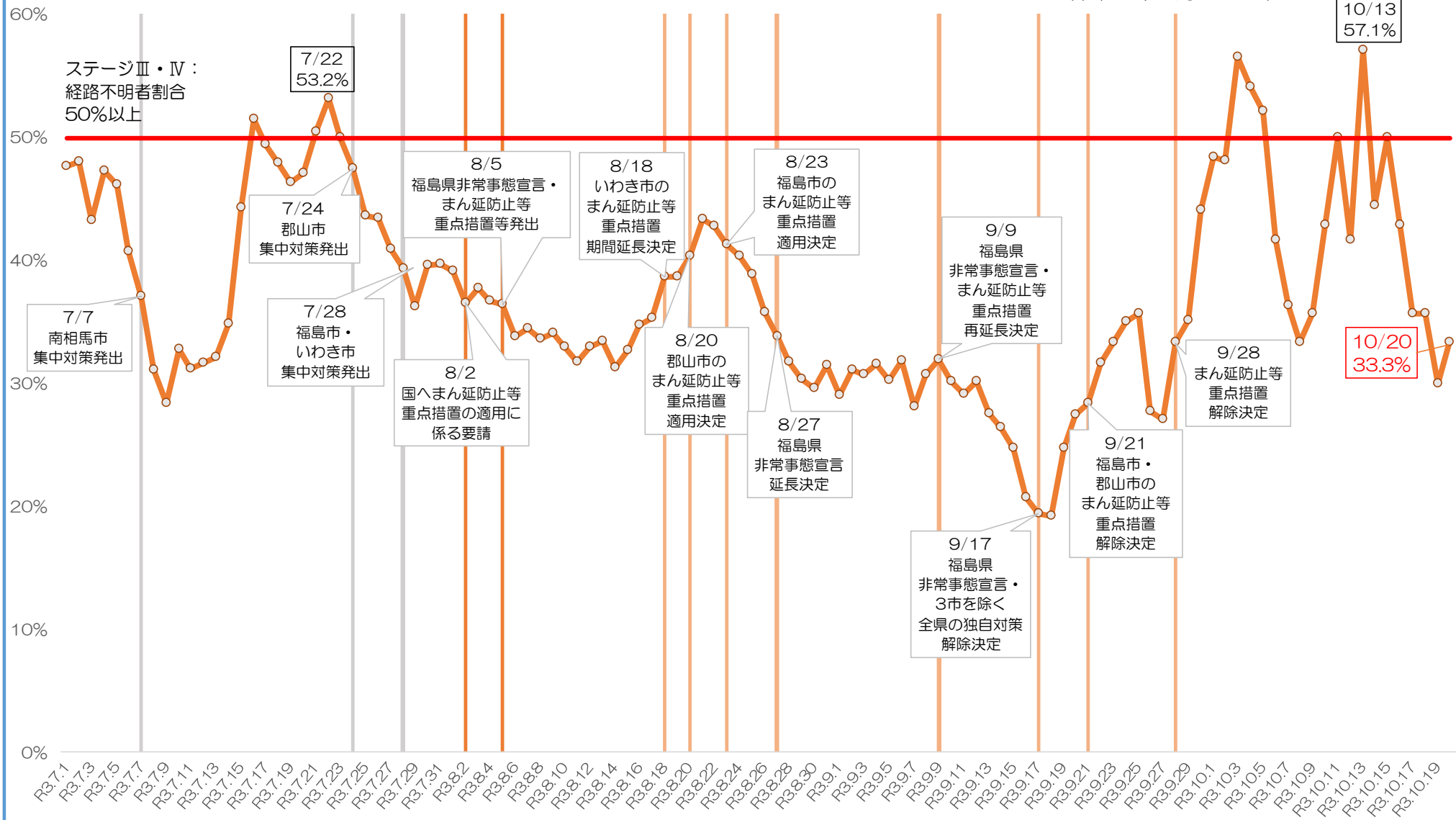


人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)



1週間当たりの感染経路不明者割合

(令和3年7月1日～)



【参考（政府分科会指標）】
感染状況等に係るモニタリング指標

令和3年10月20日現在

	医療提供体制等の負荷				感染の状況		
	①病床の逼迫具合			②療養者数 〔10万人当たり〕 ／1週間	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり〕 ／1週間	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床				
	確保病床の 使用率	入院率	確保病床の 使用率				
本県の現状 (直近1週間) (10/13~10/20)	1.7% 〔 $\frac{11\text{床}}{637\text{床}}$ 〕	※1 ※2 ※参考値 91.7% 〔 $\frac{11\text{人}}{12\text{人}}$ 〕	4.1% 〔 $\frac{2\text{床}}{49\text{床}}$ 〕	※3 ※4 0.65人 〔12人〕	※5 0.2% 〔 $\frac{9\text{件}}{5,284\text{件}}$ 〕	※4 0.49人 〔9人〕	※6 33.3% 〔 $\frac{3\text{人}}{9\text{人}}$ 〕

(区分)

※カッコ内は福島県の数値

ステージⅢ	20%以上 (128/637床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/49床以上)	20人以上 (370人以上)	5%以上	15人以上 (277人以上)	50%以上
ステージⅣ	50%以上 (319/637床以上)	25%以下 (入院者数/療養者数)	50%以上 (25/49床以上)	30人以上 (554人以上)	10%以上	25人以上 (462人以上)	50%以上

- ※1 入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう（入院者数/療養者数）
- ※2 入院率の指標については、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。
また、新規陽性者数が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には、入院率を適用しない。
- ※3 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者及び療養先調整中の者を合わせた数をいう。
- ※4 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性比―総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定（1,846千人）。
- ※5 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。
- ※6 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中（県外感染疑いを含む）を含む。

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位 5 都道府県）

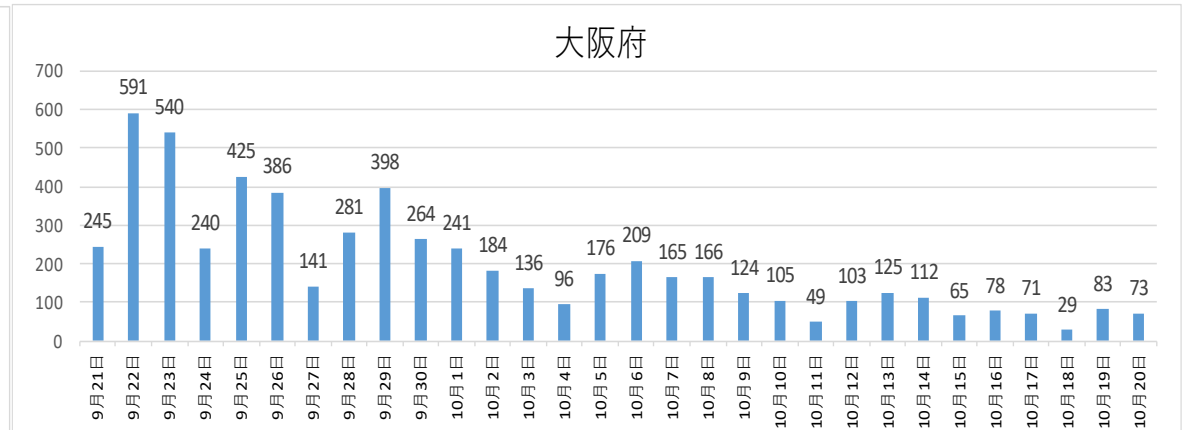
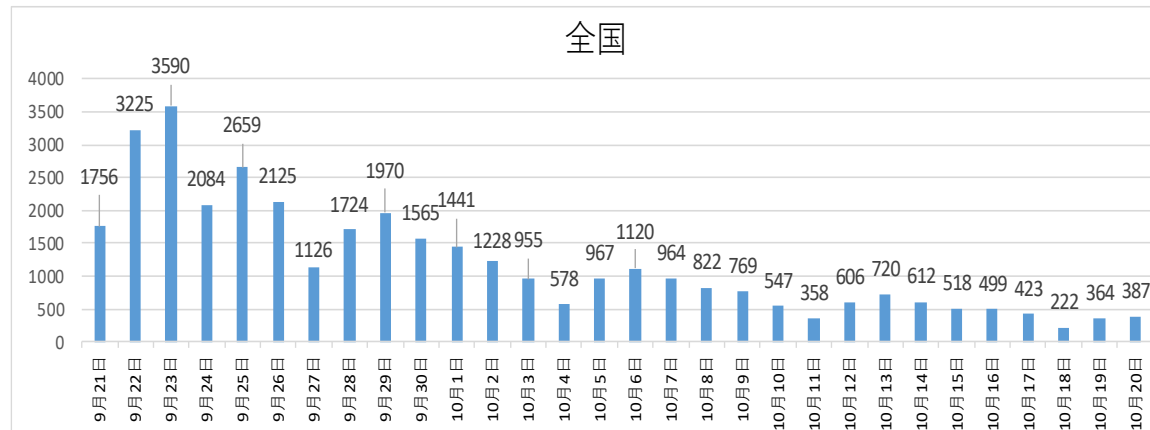
順位	都道府県名	10/14～10/20の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 9/21～10/20の 新規陽性者数
1	大阪府	511	5,901
2	東京都	331	5,013
3	神奈川県	206	2,917
4	愛知県	181	2,693
5	北海道	171	871
37	福島県	9	96
	全国計	3,025	35,924

(単位：人)

人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位 5 都道府県）

順位	都道府県名	10/14～10/20の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	沖縄県	11.08
2	大阪府	5.80
3	島根県	5.64
4	広島県	4.32
5	奈良県	4.14
42	福島県	0.49
	全国計	

(単位：人)



新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種実績【累計】（令和3年10月20日時点） （単位：回）

		全体 (12歳以上)	(うち高齢者)
接種回数		2,713,803	1,077,982
	うち1回目接種	1,443,976	542,054
	接種率	85.2%	93.0%
	うち2回目接種	1,269,827	535,928
	接種率	74.9%	92.0%
対象人口※		1,695,539 人	582,543 人

※ 対象人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

注1：「全体」は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）（17時時点）の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものを合算したものである。「うち高齢者」は、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものである。

注2：「うち高齢者」の対象人口582,543人には「医療従事者」「高齢者施設従事者」を含むが、接種回数には「医療従事者」「高齢者施設従事者」を含まない。



新型コロナワクチン接種後の 心筋炎・心膜炎について



ファイザー社と武田/モデルナ社の新型コロナワクチン接種後に、ごくまれに、心筋炎・心膜炎を発症した事例が報告されています。特に10代・20代の男性の2回目の接種後4日程度の間にも多い傾向があります。

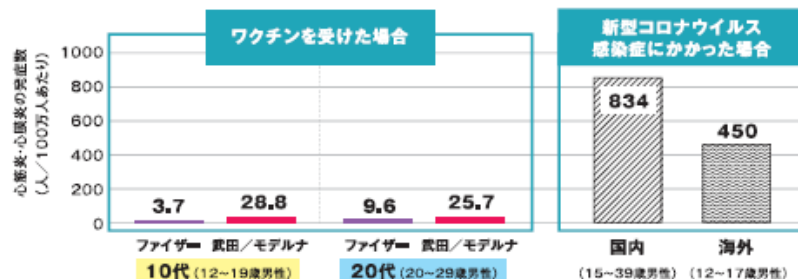
10代・20代の男性も、引き続きワクチンの接種をご検討ください。

- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合にも、心筋炎・心膜炎になることがあります。感染症による心筋炎・心膜炎の頻度と比べると、ワクチン接種後に心筋炎・心膜炎になる頻度は低いことがわかっています。
- 新型コロナワクチンは、発症予防効果などの接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をおすすめしています。しかしながら、ワクチン接種は、あくまでご本人の意思に基づき受けていただくものです。ご本人が納得した上で、接種をご判断ください。

10代・20代の男性は、ファイザー社のワクチンの接種も選択できます。

- 10代・20代の男性では、武田/モデルナ社のワクチンより、ファイザー社のワクチンの方が、心筋炎・心膜炎が疑われた報告の頻度が低い傾向がみられました。
- 武田/モデルナ社のワクチンを予約中の方も、武田/モデルナ社のワクチンを1回目にすでに接種した方も、ファイザー社のワクチンを希望する場合は、予約を取り直していただければ、ファイザー社のワクチンを受けられます。
- なお、ご本人または保護者が希望する場合には、武田/モデルナ社のワクチンを受けることもできます。

＜心筋炎・心膜炎が疑われた報告頻度の比較(男性)＞



ワクチン接種後4日程度の間にも胸の痛み、動悸(どうき)、息切れ、むくみなどの症状がみられた場合は、速やかに医療機関を受診して、ワクチンを受けたことを伝えてください。

- こうした症状は、心筋炎・心膜炎の典型的な症状です。ただし、そのほかの原因でもこれらの症状となることがあります。医師の診察を受けましょう。
- 心筋炎・心膜炎と診断された場合は、一般的には入院が必要となりますが、多くは安静によって自然回復します。

＜日本国内の10代・20代で、ワクチン接種後に心筋炎・心膜炎が疑われた報告頻度＞
(ワクチンを受けた100万人あたり)

年齢	男性		女性	
	ファイザー社	武田/モデルナ社	ファイザー社	武田/モデルナ社
12~19歳	3.7	28.8	2.2	0.0
20~29歳	9.6	25.7	1.1	1.4

※1回目接種後と2回目接種後の報告の合計値より算定(令和3年10月15日報告時点)

Q:10代・20代の男性以外でも武田/モデルナ社ワクチンの方が、心筋炎・心膜炎が多いのでしょうか。

A:令和3年10月15日時点における解析では、10代・20代男性以外の報告頻度については、ワクチン間に差はありません。最新の値や他の年代の報告頻度は、ホームページをご覧ください。

厚生労働省 新型コロナワクチンQ&A:

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0079.html> ➡



Q:若者はワクチンを打たない方がよいということでしょうか。

A:日本で接種が行われている新型コロナワクチンは、いずれも、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果も報告されています。海外だけでなく、実際に日本において感染が拡大した時期でも、若者の感染者の増加が確認されており、引き続き若者に対してもワクチンの接種をおすすめしています。

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索



ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします。

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いします。具体的には、「3つの密(密集・密接・密閉)」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

- 1 一人ひとり 基本的な感染対策を徹底してください。
- 2 症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診してください。
- 3 飲食は、感染防止対策を徹底し、
少人数、短時間、いつも一緒にいる人と、
感染対策の徹底された飲食店を利用してください。
- 4 感染拡大地域との不要不急の往来は控えてください。
- 5 接種の順番を迎えられた際には、
新型コロナワクチンの接種をお願いします。
- 6 事業者・施設管理者の方は、感染防止対策を徹底してください。

〔イベントは、要件（下記URL参照）に従った開催にご協力ください。〕
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>



感染の再拡大＝リバウンドを防ぐ



基本対策の主なポイント

① マスクを正しく着用

- 外出時・会話時は必ず着用してください。
- 不織布マスクを推奨します。



鼻出しマスク×



あごマスク×

② 飲食時の感染防止対策

- 飲食は、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。
- 感染対策の徹底された飲食店を利用して
ください。



ふくしま感染防止
対策認定店

県内5,053店舗

(令和3年10月21日現在)



③ ワクチン接種後も基本対策の徹底

- ワクチンは、発症や重症化を予防する効果があります。
しかし、感染を完全に防ぐことはできません。



❗ ワクチン接種後も、「うつさない」、
「うつらない」行動
をお願いします。



感染の再拡大＝リバウンドを防ぐ

基本対策の主なポイント②



十分な換気

- **「換気の悪い密閉空間」**は集団感染の**リスク要因の一つ**です。



- **窓を開ける**などして、**こまめに換気**をしましょう。
- **二方向の窓**を開放し、**空気の流れ**を作りましょう。

体調の管理

- 症状がある場合は**登校・出勤・会食を控え、早めに受診**しましょう。



かかりつけ医又は
「受診・相談センター」
(TEL0120-567-747)
に**相談**してください。

会食するなら…

- **会話をするとき**は、**必ずマスクの着用**

をお願いします。

外食は、感染対策が徹底された飲食店で！



○新型コロナウイルス感染の社会活動・行動リスクを検討した症例対照研究

※新型コロナウイルスワクチンを接種していない場合

【国立感染症研究所資料から】

マスク	種類	<u>布・ガーゼ</u> 不織布マスクに 比べ感染リスク 1.45 倍	<u>ウレタンマスク</u> 不織布マスクに 比べ感染リスク 1.66 倍
会食	人数	<u>5人以上</u> 行ってない人に比べ 感染リスク 2.16 倍	
	時間	<u>2時間以上</u> 行ってない人に比べ 感染リスク 1.87 倍	
	飲酒	<u>飲酒なし</u> 行ってない人に 比べ感染リスク 1.06 倍	<u>飲酒あり</u> 行ってない人に 比べ感染リスク 2.18 倍
	マスク	<u>マスクを着けない会食</u> 感染リスク 3.92 倍	

第6波に備えて

- 次の感染拡大の波を低く抑えるため
- 重症者・死亡者数を減らすため
- 医療提供体制のひっ迫を防ぐため
- 県内経済への影響を抑えるため
- 皆さんが安全・安心に生活するため

基本対策の徹底をお願いします

感染拡大防止のための基本対策

令和3年9月28日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1

一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。



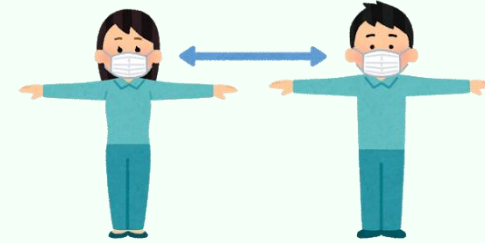
外出時や会話するときには、**マスクを正しく着用**しましょう。
※不織布マスクを推奨



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ**2m**取りましょう。

2

症状がある場合は登校・出勤を控え、早めに受診してください。

かかりつけ医や「受診・相談センター (TEL0120-567-747)」に相談してください。



事例

鼻水などの軽い症状があったが、他県への移動や感染者との接触に覚えがなかったため、コロナではないと思い込み職場に出勤し、職場内で感染が拡大した。



発熱・せきなど少しでも体調が悪い場合は、**すぐに医療機関に電話のうえ受診**してください。

3

飲食は、感染防止対策を徹底し、 少人数、短時間、いつも一緒にいる人と 行ってください。

控えてください！



体調不良で参加



大人数



長時間・深酒



大声

事例

参加した会食で陽性者が確認され、知らされた頃には自分も症状が出ており、職場や家族に感染を拡げていた。



飲食をきっかけに、職場や家族に感染が広がった事例が多数発生しています。居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まります。

・感染対策の徹底された飲食店を利用してください。

「ふくしま感染防止対策認定店」をおすすめします！

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



認定ステッカー



事例

接待を伴う飲食店において、利用客から従業員、従業員から利用客、従業員同士の感染があり、さらにその家族に感染が広がった。



変異株は感染力が強いため、飲食店での感染を防ぐには飲食店による徹底した対策とあわせて、利用客一人ひとりの対策が重要です。

4



感染拡大地域との 不要不急の往来は控えてください。



県内及び各都道府県の発生状況は、
県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

事例

県外から福島県に帰省した後、友人との会食やバーベキューを行って感染が拡がり、さらにその家族に感染が拡大した。



感染拡大地域との不要不急の往来は控えてください。

5

接種の順番を迎えられた際には、 新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ・ ワクチンに関して正しい情報を知ってください。
- ・ ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さまにお願いします

- **職場内の感染防止対策を徹底してください。**
 - 従業員等の**手指消毒**や**マスク着用**の徹底、職場内の**消毒**や**換気**など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の**出勤時の健康チェック**を徹底してください。
 - 休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで**居場所の切り替わりに注意**してください。
 - そのほか、**業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底**してください。
- **ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等**を活用し、**人と人との接触機会の低減**にご協力ください。
- **出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減**にご協力ください。
- **イベントは、以下の要件に従った開催にご協力ください。**
(特措法第24条第9項に基づく要請) **【10月1日から30日まで】**

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの	100%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方	午後9時まで (県全域)
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内		

※大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断。
※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
※収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できること。

- イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。
- 広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。**イベント相談窓口：電話024-521-8644（受付時間9時～17時）**

施設管理者の皆さまにお願いします

大学・専門学校等

- ・ 感染リスクの高い行動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

小・中・高等学校

- ・ 学習活動や部活動での感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者・障がい（児）者・児童施設

- ・ 施設のマニュアル及びチェックリストを確認し、感染防止対策を徹底してください。

子どもの感染が増加しています！

事例1

職員や子どもが、症状がありながら出勤・登校（登園）したことにより感染が拡がり、子どもから家庭内感染につながった。

事例2

学校に通う子どもが陽性となった。その後、家族の陽性が確認された。家族は子どもより前から症状があったが、受診していなかった。



少しでも体調が悪い場合は、出勤・登校（登園）を控え、早めに医療機関を受診してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1~	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19~	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20~	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30~	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6~	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1~	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/7/1~	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1~R3/9/30) 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1~当面の間)	土木部
15	R3/7/22~	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、「夏休み・お盆を安全に過ごす」ための広報を実施	対策本部、総務部
16	R3/10/20	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第20版)を作成	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

17		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3)まん延防止

1)感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
18	R2/6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
19	R2/7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
20	R2/9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
21	R2/10/23	・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行業者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
22	R2/11/19	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
23	R2/11/20	・市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行業者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。 (内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
24	R2/12/9	・庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
25	R2/12/11	・新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
26	R2/12/14～	・感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
27	R3/2/15～	高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
28	R3/2/26～	・福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
29	R3/3/1	・高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
30	R3/3/2	・市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
31	R3/3/3	・医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
32	R3/4/8	・感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
33	R3/5/10～	・感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
34	R3/8/2	・国(新型コロナウイルス対策本部長)へまん延防止等重点措置の適用に係る要請	対策本部
35	R3/8/5	・「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」(期間:8月8日～9月12日) 【要請内容】 ①飲食店への営業時間短縮の要請 ②県民への不要不急の外出自粛、県境をまたぐ不要不急の往来の自粛	対策本部

36	R3/8/5	<ul style="list-style-type: none"> 福島県に対するまん延防止等重点措置の適用が決定 <ul style="list-style-type: none"> 【期間】8/8～9/30 【重点区域】いわき市 【その他区域】いわき市以外の市町村 【要請内容:いわき市】 <ul style="list-style-type: none"> ●市民に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・夜8時以降の飲食店等利用の禁止 ●飲食店等に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供自粛) ●飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設)事業者に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・夜8時以降の夜間営業時間の短縮 【要請内容:全県】 <ul style="list-style-type: none"> ●イベント等を開催する事業者への協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限:収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない人数 ・開催時間:午後9時まで 	対策本部
37	R3/8/16～	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置適用により、重点措置区域を含めた県内全域の飲食店に対する協力金早期支給の申請受付開始(令和3年8月25日まで) 	商工労働部
38	R3/8/18	<ul style="list-style-type: none"> 福島県に対するまん延防止等重点措置の期間が令和3年9月12日まで延長 	対策本部
39	R3/8/20	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の重点区域に郡山市を追加 期間:令和3年8月23日～令和3年9月30日 	対策本部
40	R3/8/23	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の重点区域に福島市を追加 期間:令和3年8月26日～令和3年9月30日 	対策本部
41	R3/8/27	<ul style="list-style-type: none"> 「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を令和3年9月12日まで延長 	対策本部
42	R3/9/1～	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置区域及び重点措置区域以外の区域にかかる飲食店に対する協力金(要請期間各地域により異なる～8月末)の申請受付開始(令和3年10月29日まで) 	商工労働部
43	R3/9/1～	<ul style="list-style-type: none"> 売上げの減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第3弾)の申請受付開始(令和3年11月12日まで) 	商工労働部
44	R3/9/9	<ul style="list-style-type: none"> 福島県に対するまん延防止等重点措置の期間を令和3年9月30日まで延長 	対策本部
45	R3/9/9	<ul style="list-style-type: none"> 「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」を令和3年9月30日まで延長 	対策本部
46	R3/9/17	<ul style="list-style-type: none"> 「福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」及び3市を除く全県の独自対策を令和3年9月20日で解除決定 	対策本部
47	R3/9/21	<ul style="list-style-type: none"> 福島市、郡山市のまん延防止等重点措置を令和3年9月23日で解除決定 	対策本部
48	R3/9/21～	<ul style="list-style-type: none"> 重点措置区域以外の区域にかかる飲食店に対する協力金(9月1日～9月20日分)の申請受付開始(令和3年11月30日まで) 	商工労働部
49	R3/9/24～	<ul style="list-style-type: none"> 重点措置区域のうち、福島市及び郡山市にかかる飲食店に対する協力金(9月1日～9月20日分)の申請受付開始(令和3年11月30日まで) 	商工労働部
50	R3/9/28	<ul style="list-style-type: none"> いわき市のまん延防止等重点措置を令和3年9月30日で解除決定 	対策本部

51	R3/9/28	<ul style="list-style-type: none"> イベント等を開催する事業者への協力要請 【期間】10/1～10/30 【区域】福島県全域 【人数上限】5,000人又は収容定員50%以内(10,000人以下)のいずれか大きい方 【開催時間】午後9時まで 	対策本部
52	R3/9/28	<ul style="list-style-type: none"> 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定 	対策本部
53	R3/10/1～	<ul style="list-style-type: none"> 重点措置区域のうち、いわき市にかかる飲食店に対する協力金(9月1日～9月20日分)の申請受付開始(令和3年11月30日まで) 	商工労働部
54	R3/10/1～	<ul style="list-style-type: none"> 重点措置区域にかかる大規模施設等協力金の申請受付開始(令和3年11月30日まで) 	商工労働部

55	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付(令和3年10月20日現在)		対策本部、保健福祉部、こども未来局
	<p>i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク 累計 5,213,327枚 フェイスシールド 累計 750,612枚 医療用ガウン 累計 1,945,357枚 <p>ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護施設 (マスク)累計 88,500枚 (消毒液)累計 129リットル 高齢者施設等 (マスク)累計 1,109,822枚 (消毒液)累計 5,555リットル 障がい者支援施設 (マスク)累計 556,850枚 (消毒液)累計 12,208リットル こども園・保育所等 (マスク)累計 145,700枚 (消毒液)累計 4,218リットル 児童養護施設等 (マスク)累計 598,100枚 (消毒液)累計 8,490リットル 		

(4) 医療等

1) 相談体制

56	R2/2/18	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備 	対策本部、保健福祉部
57		<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応) 	対策本部、保健福祉部
58	R2/5/25	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 <ul style="list-style-type: none"> 相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00～8:30は4回線 	対策本部、保健福祉部

59	R2/11/1～	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
60	R2/12/1～	・外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
61	R3/1/18～	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
62	R3/4/28～	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員(保健師)が相談対応や助言を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。(保健師の助言等は平日9:00～17:00)	生活環境部

2) 外来医療提供体制

63	R3/1/13～	・県内の地域外来の設置数23(うち県委託17)	対策本部
64	R3/2/24～	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
65	R3/10/8～	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、551機関を指定	対策本部

3) 検査体制

66	R2/9/1～	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
67	R3/4/23～	・県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体	対策本部、保健福祉部
68	R3/10/8～	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が599となった	保健福祉部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

69	R2/4/1～	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
70	R2/4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
71	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
72	R2/8/27	・病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者:最大病床数469床(計画上350床) 宿泊療養者:最大室数160室(計画上160室)	対策本部、保健福祉部
73	R3/8/11	・県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床及び即応病床を496から597に拡大 ・県内の感染拡大状況を踏まえ、宿泊療養施設を277室から337室に拡大	対策本部、保健福祉部
74	R3/8/18	・県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床及び即応病床を597から637に拡大	対策本部、保健福祉部
75	R3/8/28～	・いわき市内に入院待機ステーションを設置	対策本部、保健福祉部
76	R3/8/29～	・いわき市内の軽症者等宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、126室に拡大	対策本部、保健福祉部
77	R3/9/2～	・福島市内の軽症者等宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、160室に拡大 ※既存の施設と合わせて337室から503室に拡大	対策本部、保健福祉部

5) 患者受入・移送体制			
78	R2/6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
6) 医療人材の確保			
79	R2/5/26	・[再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
7) 診療情報の共有			
80	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
81	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部
(5) 経済・産業・雇用対策			
① 企業への経営支援等			
82	R2/3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
83	R2/7/9～	・活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部
84	R3/3/24	・新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)の取扱期間の延長(令和3年12月31日保証申込受付、令和4年1月31日融資実行分まで)	商工労働部
85	R3/10/1	・福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の予約を開始。(宿泊対象期間(第1弾):10/4チェックイン～10/31チェックアウト)	観光交流局
② 世帯への貸付制度等			
86	R2/3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
87	R2/4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③ 相談体制			
88	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
89	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
90	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
91	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
92	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部

④農林漁業者への対応等			
93	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
94	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
95	R3/4/1～	・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部
96	R3/10/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保険料の一部に対して補助金を交付する。	農林水産部
97	R3/10/9～	・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、県内量販店での販売キャンペーンを実施し、県産米の需要拡大と在庫量の解消を図る。	農林水産部
98	R3/10/11～	・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けている事業者があることから、コロナ禍でも売上好調なオンラインストアへの出店を支援し、事業者の販売力強化を図る。	農林水産部

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

99	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
100	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
101	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
102	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部
103	R3/7/21	・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
104	R3/9/15	・インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実施。「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を月1回配信予定)	生活環境部

2)緊急事態宣言後の取組み

105	R3/9/28	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
-----	---------	------------------------------	------

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

106	R3/9/28	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
-----	---------	------------------------------	------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 令和3年9月30日に本県の「まん延防止等重点措置」が解除されたことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知。
(R3/9/30)
 - ・感染リスクをふまえた出張等の取扱い
 - ・在宅勤務等の積極的な活用
 - ・職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・職務外での感染防止
- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分）

◆ 土木部

- (1) 県有施設関係
 - 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。(令和2年9月議会福島空港条例改正)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。
(R2/12/23)

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施(R2/3/6～)
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限(R2/3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整(R2/3/11～)
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(R2/4/17～)

◆ **議会事務局**

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ **警察本部**

（1）県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

（2）勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ **知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局**

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施